

群馬県飲食関連事業者等事業継続支援金申請要領

令和3年3月16日

I 概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大に際し、群馬県では新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項に基づき、令和2年12月15日から令和3年3月1日までの間、県内一部地域（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市、大泉町、邑楽町）において、接待を伴う飲食店、カラオケ店、酒類を提供する飲食店（以下「飲食店等」という。）に対し、営業時間短縮の協力要請（以下「時短要請」という。）を行いました。

この時短要請に伴い、直接的な影響を受けた事業者に対して、「群馬県飲食関連事業者等事業継続支援金」（以下「支援金」という。）を支給します。

2 支給対象

時短要請に協力した飲食店等と直接取引などがある事業者（県内に事業所を有する中小企業者等）

3 支給額

令和3年1月又は2月の事業収入（売上）における対前年同月比での減少額（千円未満切捨て）
（法人においては上限40万円、個人事業主においては上限20万円とします。）

※一事業者あたり、一度限りの支給とします。

II 申請要件

次の全ての要件を満たす場合に支援金を支給します。

- 1 県内に事業所を有し、中小企業基本法に定める中小企業者・小規模事業者（以下参照）及び個人事業主であること。

<参考>

	業種分類	中小企業基本法の定義
中小企業者	製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
	卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
	小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
	サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小規模事業者	製造業その他	従業員20人以下
	商業（卸売業・小売業）・サービス業	従業員5人以下

- 2 時短要請に協力した飲食店等と直接取引などがある事業者（令和2年1月から同年12月の間に直接取引などがあったことが確認できる場合に限る。）であり、以下のいずれにも該当しないこと。
- (1) 時短要請の対象である飲食店等
 - (2) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
 - (3) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体
- 3 令和3年1月又は2月の売上が前年同月比で30%以上減少したこと。
- 4 時短要請の開始日（令和2年12月15日）以前から事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があること。
- なお、令和2年2月2日から同年12月14日の新規開業者については、「よくある質問 (https://www.pref.gunma.jp/06/g01g_00085.html)」の「創業特例」を参照ください。
- 5 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、群馬県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

Ⅲ 申請手続等

1 問い合わせ先 **※電話対応のみ**

群馬県飲食関連事業者等事業継続支援金コールセンター
電話番号：050-5445-3560
受付時間：午前9時から午後5時まで（土日・祝日を含む）

2 申請書類の入手方法 **※令和3年3月17日（水）から配布**

以下の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・ 県ホームページ (https://www.pref.gunma.jp/06/g01g_00085.html) からダウンロード
- ・ 県行政県税事務所及び各市町村
- ・ 商工会議所・商工会

3 受付期間

令和3年3月18日（木）から同年4月28日（水）まで

4 申請方法

以下のいずれかの方法で、申請を受け付けます。なお、申請書類は返却しません。

また、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求める場合や、確認のために連絡する場合がありますので、提出時に、必ず控えを取り保管してください。

(1) 郵送申請【令和3年4月28日(水)消印有効】 **※持参での申請受付は行いません**

申請書類一式を以下の宛先に郵送してください。簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送(※送料は申請者側で負担)してください。

〈宛先〉

〒370-0841 群馬県高崎市栄町3-1-1 高崎バナーズビル
「群馬県飲食関連事業者等事業継続支援金 事務局」

(2) オンライン申請(3月下旬開始予定)

準備が整いましたら、県ホームページ(https://www.pref.gunma.jp/06/g01g_00085.html)でお知らせします。

5 支給決定

(1) 申請書類を受理後、内容を審査し、適正と認められる場合に順次、支援金を支給します。

4月上旬から順次開始する予定です。(申請書等に不備がある場合は、別途期間を要します。)

支給にあたっては、申請者が指定する口座への振込により、支給決定通知と代えます。

(2) 審査の結果、支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送します。

IV 留意事項

1 書類の不備等があり、群馬県(県の委託を受けた者を含む。以下「県」という。)が申請者に連絡・確認できない場合及び申請者が追加書類の提出に応じない場合が相当期間続いたとき(申請受付日から1ヶ月経過した日、又は令和3年5月7日(金)のいずれか早い方の期日に到達したとき)は、申請が取り下げられたものとみなします。

2 支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、県は、支給決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返還し、加算金を支払うこととなります。なお、支援金の不正受給が確認された場合、事業者名、対象店舗等の情報が公表されます。

3 支援金の支給事務を円滑、適正に行うため、県では、必要に応じて検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

V 申請書類・添付書類

1 飲食関連事業者等事業継続支援金申請書(様式1)

※申請日を忘れずに記入してください。

2 誓約書(様式2)

※日付は申請日と同じ日付としてください。必ず自署ください。

3 添付書類 **※(1)～(6)の全てを添付**

(1) 直近の事業年度の確定申告書の写し **※A4サイズでコピーして添付**

※電子申告(e-TAX)の場合は、申告データ及び受信通知データ(電子申告申請等完了報告書)を添付

① 法人の場合(次の両方を添付) **※税務署の受付印が押印されたもの**

- ・確定申告書別表1
- ・法人事業概況説明書(両面)

② 個人事業主の場合 **※税務署の受付印が押印されたもの**

ア 青色申告の場合(次の両方を添付)

- ・確定申告書第1表(控)
- ・所得税青色申告決算書(1ページと2ページ)

イ 白色申告の場合

- ・確定申告書第1表

(2) 令和3年1月又は令和3年2月の事業収入(売上)が確認できる書類の写し(売上台帳)

※A4サイズでコピーして添付

(3) 時短要請に協力した対象地域の飲食店等と、令和2年1月から同年12月の間に直接取引などがあつたことを確認できる**以下いずれかの書類**

① 日付、取引先飲食店等の名称、申請事業者名の全てが明確に記載されている書類(納品書、領収書等)の写し1点 **※A4サイズでコピーして添付**

② 群馬県飲食関連事業者等事業継続支援金取引状況確認書(様式3)

※取引などのある飲食店等の確認(記入・押印)を受けた書類正本を添付

(4) 法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類の写し

※営業に必要な許可等がない場合は添付不要 **※A4サイズでコピーして添付**

(例) タクシー業…一般乗客旅客自動車運送の許可証、自動車運転代行業…公安委員会の認定証
酒類小売業…酒類販売業免許

(5) 本人確認書類(※法人の場合は代表者のもの)の写し **※A4サイズでコピーして添付**

(法人) 代表者の運転免許証(表裏)、パスポート(顔写真と所持人記載欄のページ)、マイナンバーカード(番号不要) **※いずれか1点**

(個人) 運転免許証(表裏)、パスポート(顔写真と所持人記載欄のページ)、マイナンバーカード(番号不要) **※いずれか1点**

(6) 振込先口座と口座名義が確認できる通帳等の写し **※A4サイズでコピーして添付**

- ・金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義人が確認できるページ(※通帳を開いた1・2ページ目)の写しを添付
- ・インターネットバンキングは、上記事項が記載されたページの写しを添付

群馬県飲食関連事業者等事業継続支援金申請チェックリスト

※申請書類一式をコピー又は写真撮影して保管しておいてください。

申請書を提出する前にご確認☑ください。

チェック欄	申請書類
<input type="checkbox"/>	1 群馬県飲食関連事業者等事業継続支援金申請書（様式1） ※申請日を忘れずに記入のこと
<input type="checkbox"/>	2 誓約書（様式2） ※日付は申請日と同じ日付とすること
	3 添付書類 ※（1）～（6）の全てが必要
<input type="checkbox"/>	<p>(1) 直近の事業年度の確定申告書の写し ※A4サイズでコピーして添付 ※電子申告（e-TAX）の場合は、申告データ及び受信通知データ（電子申告申請等完了報告書）を添付</p> <p>① 法人の場合（次の両方を添付） ※税務署の受付印が押印されたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書別表1 ・法人事業概況説明書（両面） <p>② 個人事業主の場合 ※税務署の受付印が押印されたもの</p> <p>ア 青色申告の場合（次の両方を添付）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書第1表（控） ・所得税青色申告決算書（1ページと2ページ） <p>イ 白色申告の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書第1表
<input type="checkbox"/>	(2) 令和3年1月又は令和3年2月の事業収入（売上）が確認できる書類の写し（売上台帳） ※A4サイズでコピーして添付
<input type="checkbox"/>	<p>(3) 時短要請に協力した対象地域の飲食店等と、令和2年1月から同年12月の間に直接取引などがあったことを確認できる 以下いずれかの書類</p> <p>① 日付、取引先飲食店等の名称、申請事業者名の全てが明確に記載されている書類（納品書、領収書等）の写し1点 ※A4サイズでコピーして添付</p> <p>② 群馬県飲食関連事業者等事業継続支援金取引状況確認書（様式3） ※取引などがある飲食店等の確認（記入・押印）を受けた書類正本を添付</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(4) 法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類の写し ※営業に必要な許可等がない場合は添付不要 ※A4サイズでコピーして添付</p> <p>(例) タクシー業…一般乗客旅客自動車運送の許可証 自動車運転代行業…公安委員会の認定証 酒類小売業…酒類販売業免許</p>

<input type="checkbox"/>	<p>(5) 本人確認書類（※法人の場合は代表者のもの）の写し <u>※A4サイズでコピーして添付</u></p> <p>(法人) 代表者の運転免許証（表裏）、パスポート（顔写真と所持人記載欄のページ）、マイナンバーカード（番号不要） ※いずれか1点</p> <p>(個人) 運転免許証（表裏）、パスポート（顔写真と所持人記載欄のページ）、マイナンバーカード（番号不要） ※いずれか1点</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(6) 振込先口座と口座名義が確認できる通帳等の写し <u>※A4サイズでコピーして添付</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義人が確認できるページ（※通帳を開いた1・2ページ目）の写しを添付 ・インターネットバンキングは、上記事項が記載されたページの写しを添付